

川崎市埋蔵文化財事務取扱要綱

(平成 12 年 4 月 1 日)

[最終改正 平成 29 年 4 月 1 日]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）に基づく埋蔵文化財に関する事務を円滑に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 川崎市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が埋蔵文化財の対象とするものは、次の各号のとおりとする。

- (1) 原則として中世までに属する遺跡
- (2) 近世以降に属する遺跡で、川崎市の歴史を理解する上で重要な遺跡
- (3) 近代以降に属する遺跡で、川崎市の歴史を理解する上で特に重要な遺跡

2 前項における対象時代区分については、「神奈川県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱基準」（平成 23 年 4 月 1 日策定。以下、「取扱基準」という。）に準ずる。

(現況調査、協議の実施等)

第 3 条 教育委員会は、開発等の事業を行おうとする者（以下、「事業者」という。）から開発予定地における埋蔵文化財の取扱いについて照会を受けた場合、照会を受けた土地に係る埋蔵文化財の現況を調査し、事業計画および取扱いについて事業者と協議を行うものとする。

2 事業者と協議する場合は、取扱基準によるものとする。

(試掘調査、確認調査)

第 4 条 教育委員会は、第 3 条第 1 項による協議において、次の各号のいずれかに該当する場合、事業者に対して試掘調査又は確認調査の実施について指導するものとする。

- (1) 事業計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当している場合
- (2) 事業計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に隣接している場合
- (3) 第 4 条第 2 項第 1 号および第 2 号に該当しないが、旧地形や周辺における遺跡の確認状況から遺跡が現存する可能性があるると判断される場合

2 試掘調査または確認調査の指導及び実施に当たっては、事業者の十分な理解と協力を求めるものとする。

(届出書等の様式)

第 5 条 第 3 条の協議の結果、事業者が試掘調査を教育委員会に依頼する場合には、第 1 号様式により行うものとする。

2 事業者が法第 93 条第 1 項の規定による届出を提出する場合には、その届出は「埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則」（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 5 号。以下、「省令」

という。) 第2条の規定に基づき、第2号様式により行うものとする。

- 3 事業者が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない計画地において埋蔵文化財を発見した場合は、法第96条第1項の規定による届出を提出し、その届出は省令第4条に基づき、第3号様式により行うものとする。

(指導および助言)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合、事業者に対して埋蔵文化財保護措置のために必要な指導および助言を行うものとする。

- (1) 試掘調査または確認調査等により遺跡の現存が確認された場合
- (2) 工事掘削等により遺跡の現存が新たに確認された場合
- (3) 過去に試掘調査または発掘調査等で遺跡の現存を確認している場合

(土木工事等のための発掘および遺跡の発見に関する指示または勧告)

第7条 教育委員会は、法第93条第1項、第94条第1項、法第96条第1項および第97条第1項の規定により届出または通知があった場合には、当該埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の保護措置について事業者と十分な協議を行うものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定に基づく協議の結果、当該埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の一部または全ての現状保存が困難な場合は、発掘調査の実施について指導するものとする。
- 3 教育委員会は、法第92条の規定に基づく発掘調査に関して、「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査の指導等に関する要綱」(平成23年3月23日策定。)に基づき、指導および助言を行うものとする。
- 4 教育委員会は、川崎市教育委員会教育長(以下、「教育長」という。)が必要と認める場合は、第1項の規定に基づく届出または通知にかかわらず、「川崎市埋蔵文化財発掘調査実施要綱」(平成28年2月1日施行。)に基づき法第99条の発掘調査を実施することができる。
- 5 教育委員会は、法第96条第2項および第5項または第7項の規定により、遺跡が重要なものであり、かつその保護のための調査を行う必要があると認められる場合で、土地の所有者または占有者が当該遺跡の保護に関する教育委員会の必要な指示に従わない場合は、停止、禁止命令および禁止期間の延長を行うことができる。

(埋蔵物の鑑査)

第8条 教育委員会は、法第101条の規定により警察署長から提出された物件が次の各号に該当する場合には、法第102条第1項に基づき文化財(以下、「出土文化財」という。)と認定するものとする。

- (1) 人の遺体またはその一部、もしくは人自体の痕跡等
- (2) 道具
- (3) 道具等製作時の副産物
- (4) 遺構を構成する加工された素材
- (5) 遺構を構成する未加工の素材

- (6) 道具等の原材料
- (7) 家畜の遺体、栽培植物またはその痕跡等
- (8) 食料残滓またはその痕跡等
- (9) 自然環境を示す自然物

(出土文化財の活用のための分類)

第9条 教育委員会は、市に帰属した出土文化財について、「神奈川県内における出土品の取扱要領」(平成10年10月22日策定。)に基づき、適切に分類し、その活用を図るものとする。

(遺跡地図及び埋蔵文化財台帳への登載)

第10条 教育委員会は、新たに埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の所在を把握した場合および周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲または内容について変更増補を行う必要が生じた場合には、速やかに「遺跡地図」および「川崎市埋蔵文化財台帳」に登載するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式

平成 年 月 日
第 号

川崎市教育委員会教育長 様

住 所

氏名等

㊞

試掘調査について（依頼）

次の所在地について、試掘調査の実施をお願いします。

なお、調査の結果、遺跡が確認された場合には、文化財保護法の趣旨を尊重し、その取扱いについて別途協議します。

1. 計 画 地 川崎市 区

2. 土地所有者の
住所・氏名等

3. 事業面積 m²

4. 計画の目的

5. 計画の概要

6. 添付書類 ①案内図・公図写し

②計画図

③土地発掘承諾書・委任状

※③は、申請者が土地所有者と異なる場合に添付する。

第2号様式

平成 第 年 月 日 号

川崎市教育委員会教育長 様

住 所

氏名等

㊤

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

記

1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4. 土木工事等をしようとする土地に係わる遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6. 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
7. 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の予定時期
9. 当該土木工事等の終了の予定時期
10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

第3号様式

第 号
平成 年 月 日

川崎市教育委員会教育長 様

住 所

氏名等

印

遺跡発見の届出について

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第96条第1項、同第184条第1項および文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

1. 遺跡の種類
2. 遺跡の所在及び地番
3. 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
4. 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
5. 遺跡の発見年月日
6. 遺跡を発見するに至った事情
7. 遺跡の現状
8. 遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期及び理由
9. 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
10. 遺跡の保護のために執った、又は執ろうとする措置
11. その他参考となるべき事項

〔添付書類〕

遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事の概要を示す書類及び図面